

企画総務委員会

送付 19 - 3

文化学院旧校舎のうち解体を免れた部分の保存について

受付年月日 平成 19 年 6 月 14 日

陳 情 者 千代田区富士見 2 - 1 - 11

トウセン富士見ビル

文化学院を愛する会 発起人代表

重枝 智子 外 8 名

陳 情 書

(陳情の要旨)

文化学院旧校舎のうち解体を免れた部分の保存について

文化学院旧校舎のうち、(区の調整努力等により解体を免れていた)アーチを含む現存部分について、学校法人文化学院が6月初旬にさらにこれをも解体する告知を公にしたことにつき、その撤回を区議会として学校法人に強く働きかけて下さい。

解体が撤回された場合は、アーチを含む部分の保存活用に向けて、千代田区としての強力なバックアップを工夫してください。

(陳情の趣旨)

文化学院旧校舎は平成15年6月9日付、指定番号第21号で、千代田区景観まちづくり重要物件に指定されていた、区内有数の文化的財産であり、かつ通称マロニエ通りの街並みを構成する特徴的な景観資産です。また日本の近代建築史上たいへん重要な建築作品でもあり、文化学院の創始者である西村伊作自らの設計により、無形の文化遺産とも言うべき学院の建学精神をそのアーチ等に体現しています。

昨年2月14日に、学院はこの旧校舎の解体を前提とした新校舎の計画を突然発表しました。そこで卒業生を中心とした「文化学院を愛する会」(以下「愛する会」)が結成され、同3月14日に区議会議長並びに区長と学院あてに、重要物件である旧校舎を保存し新校舎と共存させるよう、要望書を提出したところです。(添付資料1)

また、日本建築学会、国際的機関の日本支部「DocomomoJapan」、並びに日本建築家協会からも学院に対し保存要望書が出されました。(添付資料2～4)

新校舎の建築確認申請に伴い、重要物件指定解除の申請が学院からなされ、この申請を審議した千代田区景観まちづくり審議会(同4月17日)も、上記経緯を踏まえ、保存に向けた強い要望を区長に答申しました。

千代田区は調整等に尽力した結果、同5月29日に、区議会の企画総務委員会ならびに郵送にて上記審議会委員全員に、次のように報告しました。

・審議会での強い要望を踏まえ、区は文化学院と愛する会との調整を行なった。

・学院から次のような提案があった。

- 1)旧校舎アーチ部分は、当面解体せずに残す
- 2)新築工事期間中にアーチ部の残し方の話し合いをしたい
- 3)解体部の窓枠等を保存し、旧校舎のイメージを再現する壁を造り、蔦を這わせる

- ・愛する会がこの提案を同5月19日に受け入れ、残すアーチ部について協議してしていくことに合意。
- ・以上を区は評価して旧校舎の重要物件の指定を解除することとした。
- ・今後は区が調整役となり協議を継続、区は文化学院に保存の検討を働きかける。

[近況]

協議の場がその後なかなか実現しなかったため、愛する会が区を経由して打診した結果、本年2月23日と5月22日の2回、ようやく話し合いが持たれましたが、学院側からは合意に副った提案ではなく、一方的な全面解体の主張があるのみでした。

2月23日の会合において、新理事長が上記の経緯の引継ぎを受けていない様子だったので、合意事項の遵守を文書で申し入れたところ、5月22日には構造強度上の理由をあげて早期の全面解体を学院は主張しました。また、仮に構造強度に問題が無くても経済的理由から解体とする一方、愛する会からの提案があればして欲しい旨の発言がありました。

この事態を受け、愛する会は学院の許可のもと、専門家の協力を得て今日1日に現存部分の現地調査を行い、本日コンクリートの供試体採取をしました。

その結果、保存活用に必要な強度を確保することができることは別紙(添付資料5以降)にて客観的に示されるとおりです。

このような推移の途中にもかかわらず、また7月4日には次回の協議会合が予定されているにもかかわらず、文化学院は7月10日からの全面解体を予告掲示するに至りました。

(愛する会は、看板掲示日程・解体工事日程の通知は受けていません。)

[陳情事項]

そこで当会としては貴議会に前記2項目の陳情を致します。

文化学院旧校舎のうち、(区の調整努力等により解体を免れていた)アーチを含む現存部分について、学校法人文化学院が6月初旬にさらにこれをも解体する告知を公にしたことにつき、その撤回を区議会として学校法人に強く働きかけて下さい。

千代田区は学院側から提案された合意事項を判断の前提として初めて、重要物件の指定を解除したわけですから、自らの提案を軽視して一方的に解体を主張し公告することは、千代田区のみならず、区の報告を受けその内容(合意等)を了とした区議会に対しても、信義を欠くものがあると考えます。

万一、愛する会との協議中にもかかわらず解体を強行するとすれば、上記合意に反するのみならず合理性・公共性をも欠くことになり、結果、重要物件の指定解除の撤回が必須の事態となる、と考えます。

解体が撤回された場合は、アーチを含む部分の保存活用に向けて、千代田区としての強力なバックアップを工夫してください。

保存活用に当たっては、事業者の善意だけでは様々な困難が予想されます。

当会も卒業生としてできるだけ努力をして、千代田区の文化的環境の向上に資する保存活用の実現を目指したいと考えますが、それが区民さらには広く一般の公益となるものとなる点に鑑み、区政としての全面的な援護・協力をここにお願ひするものです。

以 上

平成19年6月14日

千代田区議会議長 殿